

平成30年6月18日
公益社団法人全日本不動産協会山形県本部
本部長 加藤 信芝

受講者各位

宅地建物取引士証交付のための講習通知

宅地建物取引業法第22条の2に規定する講習を下記により実施しますので通知いたします。
受講を希望される方は、下記4. 申込期間内に当協会へ郵送(簡易書留)で手続きして下さい。

記

1. 受講の対象

- (1) 取引士証の有効期限が平成30年7月18日から平成31年1月14日までの間で、当該取引士証の更新申請を要する者。
- (2) 取引士資格登録者で業務に従事するため新たに取引士の交付を申請しようとする者。
(ただし試験合格後1年以内の者を除く)

2. 講習月日 平成30年7月18日(水) 受付 午前 8時45分～午前9時25分
講習 午前 9時25分～午後4時35分

3. 講習会場 山形県自治会館602会議室 ≪山形県山形市松波4-1-15 TEL (023) 642-6658≫

4. 申込期間 平成30年6月19日(火)～平成30年7月3日(火)必着

5. 提出書類 ①宅地建物取引士証交付申請書
②受講票
(氏名・住所・登録番号を記入。講習日の約1週間位前に受講票を送付します。)
③受講申込書
④カラー写真3枚 縦3cm×横2.4cm
※正面上半身・無帽・無背景で6カ月以内に撮影したもの。
裏面に登録番号と氏名をご記入下さい。
(①と②に貼付し残りの1枚は他の提出書類とともに送付してください。)

6. 費用 16,500円 ※山形県収入印紙は代行購入いたします
(内訳: 受講料12,000円 交付申請手数料(山形県収入印紙): 4,500円)

7. 講習時間割り 別紙時間割りのとおり (予定)

8. 申込方法 受講料を申込期間内にお振込み下さい。(ATM、ネットバンキング可)
5. 提出書類に受講料振込みコピー(受取書)を添えて簡易書留で下記申込場所まで郵送して下さい。

9. 申込場所 〒990-0023
山形県山形市松波4丁目1番15号 山形県自治会館6階
TEL:023-642-6658 FAX:023-642-6680
公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部

10. 受付時間 平日 午前10時～午後4時 (土・日曜日・祝祭日は休務)

11. 講習当日に持参するもの

(1) 旧取引主任者証(期限切れのものを含む) (2) 印鑑(認印) (3) 受講票

12. 注意事項

- (1) 講習会の受付及び取引士証の交付について
受付は午前8時45分～9時25分。この時に、受講票、認印をご用意ください。
尚、**新しい取引士証は特別な場合を除き、旧主任者証と引き換えに当日交付致します。**(午後4時頃)
- (2) 遅刻したときは、受講ができない場合がございます。
また受講中途での早退者には受講修了証明をお渡しできません。
- (3) 受講票は受講の際必ず持参し、講義中は通路側机上に見えるように置いてください。
- (4) 受講票は講習終了後回収しますので、持ち帰らないで下さい。
- (5) 講義中のメール及び携帯電話の操作は禁止といたします。
- (6) テキストは、当日会場でお渡しします。昼食は御用意させていただきます
※住所・氏名等に変更が生じている方は、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書及び必要提出書類を県庁建築住宅課までご提出くださり、申込時にお申し出下さい。
(申請書及び必要提出書類、手続方法などは県庁ホームページ「県への申請・届出」の「(2)申請書等様式のダウンロードについて」をご確認下さい。)

※更新の方で受講されない場合、有効期間は切れますが宅地建物取引士の資格は無くなりません。
再度、法定講習会を受講いただければ取引士証が交付されます。
(次回の講習会は、平成31年1月に予定しております。)